

安全保障関連法案の採決強行に抗議する会長声明

本日、参議院本会議において、平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案（以下、両者を併せて「本法案」という。）の採決が強行され、可決された。

本法案は、集団的自衛権を行使することや、自衛隊が海外において地理的限定なく武力の行使と評価される活動を行うことを可能にする内容を含んでいるなどの点において、これまでの安全保障法制や自衛隊の海外活動等に関連する法制を大きく改変するものであって、日本国憲法の定める平和主義を大きく変容させるものである。にもかかわらず、本法案は、このような重大な変更を、憲法改正の手続によることなく、単なる立法によって行おうとするものであって、立憲主義をないがしろにし、憲法を否定するものと言わざるを得ない。

このような観点から、当会は、2014（平成26）年4月21日には「憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する決議」を公表して、その基本的立場を明らかにするとともに、本年5月21日には「安全保障法制等の法案に強く反対する会長声明」を公表して、本法案に反対する意思を表明した。そして、当会は、本年6月28日及び本年8月30日には本法案の撤回と廃案を求めるパレードを実施し、それ以外にも街頭宣伝・署名活動やシンポジウムの開催など、様々な形で本法案に反対する活動を行ってきた。

この間、本年6月4日に開催された衆議院憲法審査会では、与党推薦の参考人を含む全ての参考人（憲法学者）が、本法案は憲法に違反するとの意見を述べる事態となった。そして、そのことに端を発して、多くの憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁長官を含む元最高裁判事などの専門家が揃って本法案の違憲性を指摘するに至っている。このように、本法案は、憲法違反の疑いが極めて濃厚であって、そのことに対しては国民の間にも根強い不安がある。しかも、本法案の審議が進むにつれて、そのような懸念が払拭されるどころか、かえって本法案の危険性や違憲性が浮き彫りとなっている。

にもかかわらず、政府・与党は、そのような指摘に全く耳を傾けることなく、本法案の採決を強行したものであって、立憲主義の観点から見て、到底容認できるものではない。

よって、当会は、本法案の採決の強行に対して強く抗議するとともに、憲法違反の法律に基づき憲法が許容しない武力行使等が行われることのないよう、引き続き重大な関心を持って注視していく所存である。

2015（平成27）年9月19日

徳島弁護士会

会 長 上 地 大三郎